

分野	10	通番	1
法律名	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第4項	×	
第8条	第2項		地方自治法の準用規定
第11条	第3項	iii	
第19条	第4項	×	
第19条	第8項	×	
第27条	第1項	iii	
第27条	第2項	iii	
第33条	第2項	×	
第38条	第1項	×	
第38条	第2項	×	
第38条	第3項	×	
第38条	第4項	×	
第46条		×	
第47条の5	第9項	×	
第57条	第1項	×	
第57条	第2項	×	

分野	10	通番	2
法律名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第8条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第11条	第1項	×	

分野	10	通番	3
法律名	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条		×	
第4条	第1項	×	
第4条	第4項	×	
第6条		エ	
第11条		×	
第12条		×	
第17条	第3項	×	
第19条		×	
第25条		×	
第34条	第1項	×	
第35条	第2項	ア	
第35条	第4項	エ	
第49条			準用規定
第52条		×	
第54条	第3項	×	
第62条			準用規定
第70条	第1項		準用規定
第73条		×	
第81条	第1項	×	
第82条			準用規定
第128条		×	
第129条	第2項	×	
第129条	第3項	×	
第130条	第1項	×	
第130条	第4項	ア	
第131条		×	
第133条	第1項		準用規定
第133条	第2項	ア	
第134条	第2項		準用規定

分野	10	通番	4
法律名	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第4条		×	
第5条		×	
第6条		×	
第6条の2		×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第8条		×	
第8条の2		×	
第9条		×	
第10条		×	
第10条の2		×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条		×	
第13条		×	
第13条の2		×	
第14条		×	
第15条		×	
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第16条	第3項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第18条		×	

分野	10	通番	5
法律名	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	

分野	10	通番	6
法律名	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第61条	第4項	ア	
第62条	第4項	ア	

分野	10	通番	7
法律名	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条		iii	
第14条	第2項	iii	
第15条		iii	
第23条	第1項	×	
第23条	第2項	×	
第23条	第3項	×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第25条の2	第1項	×	
第25条の2	第2項	×	
第25条の2	第3項	×	
第25条の2	第4項	×	
第25条の2	第5項	×	
第25条の2	第6項	×	
第25条の2	第7項	×	
第25条の3		×	
第28条	第2項	×	

分野	10	通番	8
法律名	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条の2	第2項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	
第4条の2	第1項	×	
第4条の2	第2項	×	
第4条の2	第3項	×	
第5条	第1項	イ	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	イ	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項	イ	
第5条の2	第2項	イ	
第5条の2	第3項	イ	
第6条	第1項	イ	
第6条	第2項	イ	
第6条	第3項	イ	
第6条	第4項	イ	
第7条	第2項	ア	
第8条	第1項	ア	
第8条	第2項	ア	
第8条	第3項	ア	
第9条の2	第3項	イ	
第9条の2	第5項	イ	
第9条の3	第5項	イ	
第9条の4	第1項	イ	
第9条の4	第2項	ア	
第11条	第1項	イ	
第11条	第4項	ア	
第12条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第12条	第4項	ア	
第13条	第1項	ア	
第13条	第2項	ア	
第14条		イ	

分野	10	通番	8
法律名	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条の2	第1項	イ	
第16条の2	第2項	イ	
第16条の3	第2項	イ	
第16条の3	第3項		準用規定
第16条の4	第3項	イ	
第16条の4	第4項		準用規定
第17条	第1項	イ	
第17条	第2項		準用規定

分野	10	通番	9
法律名	教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条		イ	

分野	10	通番	10
法律名	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条		iii	

分野	10	通番	11
法律名	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	iii	
第3条	第2項	iii	
第3条	第3項		準用規定

分野	10	通番	12
法律名	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		×		
第11条	第3項	×		
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	iv	e	
第12条	第3項	×		
第13条	第1項	×		
第13条	第2項	×		
第13条	第3項	×		
第13条	第4項	iv	a	
第13条	第5項	×		
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第16条	第3項			準用規定

分野	10	通番	13
法律名	学校保健法(昭和三十二年法律第五十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条		×	
第4条		×	
第5条		×	
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第7条		×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第11条		×	
第17条		×	
第20条		×	
第22条			準用規定

分野	10	通番	14
法律名	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条		×	
第15条	第2項	×	
第23条	第1項	×	
第23条	第2項	×	
第30条	第1項	×	

分野	10	通番	15
法律名	図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第15条		×	
第17条		×	
第26条		×	

分野	10	通番	16
法律名	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条		×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条		×	
第13条	第1項	×	
第13条	第2項	×	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第15条	第1項	×	
第15条	第2項	×	
第21条		×	

分野	10	通番	17
法律名	へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の2	第1項	×	
第5条の2	第2項	×	
第5条の2	第3項	×	

分野	10	通番	18
法律名	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	

分野	10	通番	19
法律名	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第39条	第1項	×		第186条第2項、第187条第2項で準用
第39条	第2項	ア		第186条第2項、第187条第2項で準用
第94条	第1項	×		
第94条	第3項	×		
第96条	第3項	iv	e	
第97条	第1項	×		
第97条	第3項	×		
第99条	第2項	×		
第100条	第2項	×		第100条第1項の準用規定
第100条	第3項	i		
第101条		×		
第102条	第1項	×		
第102条	第2項	×		
第103条		i		
第105条	第1項	i		
第105条	第2項	i		
第105条	第3項	i		
第105条	第4項	i		
第105条	第5項	i		
第143条	第4項	×		
第154条	第1項	ア		
第154条	第2項	ア		
第154条	第3項	ア		
第155条	第1項	ア		
第155条	第2項	ア		
第182条	第3項	×		
第184条	第4項	ii		
第185条	第2項	×		
第188条	第1項	×		
第188条	第2項	×		
第188条	第3項	×		

分野	10	通番	20
法律名	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	